

平成27年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年12月7日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美
企画調整幹 中村茂弘 町民課長 青井義和
建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸 観光課長 今井一行
会計室長 市川正彦 教育次長 荻原邦久
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午前11時22分

(午前10時00分 開議)

議長（土屋春江君） おはようございます。これから、本日12月7日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ここで、片桐建設課長から発言を求められていますので、発言を許可します。片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） おはようございます。

12月の4日に、議案第90号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計条例制定につきまして提案の理由のご説明を申し上げたところでございますけれども、この中で、第2条の歳入項目につきまして、「分担金」とするところを、誤って「負担金」とご説明をしてしまいました。

正しくは「分担金」でございますので訂正を申し上げます。よろしくお願いたします。

◎日程第1 議案第88号

議長（土屋春江君） 日程第1 議案第88号 立科町移住体験住宅設置及び管理に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。2番、森澤文王君。

2番（森澤文王君） 2番、森澤です。

まず、3点あるのですが、第6条の2「交流スペースを利用することができる者は、前項に規定する者のほか、地域住民その他町長が適当と認める者とする。」という、この地域住民が交流スペースを利用する条件が、交流目的でなくても使えるという解釈も可能なので、花見の後にいっぺえ交流スペースでやろうぜなんて話になったときに、移住体験に来てる人をそっちのけで使える可能性が残っている点をどう解釈するかという点。

もう一つ、7条の1、連続した7日以内の使用の土曜日、日曜日を初日に当てられないというところでは、移住体験をしに来るのに、普通の人のお休みの一番使いたいところを外すというところの理由が全くわからない部分があります。

そして、最後の一つが、第8条、体験住宅の利用料は無料とするという、無料にする意味が全くわかりません。根拠の説明をお願いいたします。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） ただいまのご質問3点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、第6条でございます。第2項で「交流スペースを利用することができる者は、前項に規定する者のほか、地域住民その他町長が適当と認める者とする。」ということでございます。

こちらにつきましては、この移住体験住宅の設置の趣旨、また設置の目的でございます第2条、こちら「地域住民等との交流体験の機会を提供することで」ということで、移住を目的といたしました趣旨、また設置の目的が達成できる内容としまして、地域住民を交流スペースが使えるようにしてございます。

こちらは、あくまでも移住目的ということで理解をしていただければと思います。

続いて、第7条、利用期間の規定でございます。

こちらにつきましては、なぜ初日を休日にしなかったかというご質問でございますが、こちら、立科町を短期間で効果的に体験していただくためには、初日には、使用規定はもちろんのこと、生活情報、また立科町の地理的状況等も数々求められる要望に丁寧に対応するため、体制を整える平日といたしております。

続いて、第8条の利用料金、なぜ無料としてあるかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては内部でも検討させていただきました。

当初、実費でも徴収をしたらどうかというようなことも検討をいたしました。光熱水費等実費を徴収することにつきましては、旅館業法の宿泊料に当たるということになります。こちら、営業許可をとらなければならないため、こちらはより多くの皆様に、短期間ではありますけれども、立科町を知っていただくことを前提としておりますので、無料といたしました経過がございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

この条文の中には、水回りですとか、施設の清掃とか管理関係についてうたっていないんですが、この辺についてはどう考えてらっしゃるのか、お伺いしたいです。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） 条例につきましては、その文言はうたってございませんが、規則に、生活環境を整えることということで、利用者に対してお願いをするような規定を設けております。

以上です。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） それでは、細かいところは自分で、実際使った後、使用者が清掃等はするということの解釈でよろしいのでしょうか。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） そのようで結構です。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 西藤です。

第7条の中で、7日間以内というふうにしてるんですが、7日間で移住体験者の皆さんが十分な気持ちのある程度盛り上げていく部分で、7日という期間は、私は短い

と思っておりますが、その根拠、7日で十分足りるのか、説明員がついて集中的に案内しなきゃいけない皆さんだと思いますので、この7日という部分で、根拠、ちょっと教えてください。

建設課長（片桐栄一君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） お答えいたします。

7日以内と規定をしております根拠でございますけれども、立科町、確かに全て概要をめぐるという形に何日間必要かということは、人それぞれかと思っておりますけれども、立科町、隅々までごらんいただく期間とすれば適当ではないかなと感じております。

また、7日以内としておりますけれども、それぞれの季節ごと、春夏秋冬、それぞれの期間ごとご利用していただいて、7日以内で立科町を知っていただくには、1回ではなく、それぞれの季節ごとにご利用していただいてもいいのかなと感じております。

以上です。

議長（土屋春江君） 9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） ある程度、多分メニューつくると思うんです、私的には。それに沿って案内をするんですが、案内の皆さん、町長、第5条で別に定めるってなってますから、違う皆さんにお願いするだろうと思っておりますが、マニュアルがないとちょっと大変だと思いますので、この7日間でお世話をしながら、やはりそのスケジュール、多分スケジュールがないと難しいかなと思うんですが、その辺の対応、どんなふうになりますか。

議長（土屋春江君） 斉藤総合政策課長。

総合政策課長（斉藤明美君） マニュアルをというご要望でございます。

やはり立科町に移住をしてみたいと考えていただける方をより多くご案内をさせていただくには、そういうことも必要かと思っております。

また、職員がついていなくても、自由にいろんなところを体験したいと、見て回りたいという方もいらっしゃると思いますので、そちらにつきましては適宜対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第89号

議長（土屋春江君） 日程第2 議案第89号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村

田桂子君。

4 番（村田桂子君） 村田です。

まず1点、大きなことでお伺いしたいんですが、このマイナンバー制度導入に伴って、住基ネットの関係とはどういう関連性になるでしょうか、それ、まず1点伺います。

それから、第3条の中に、町の責務に、「地域の特性に応じた施策を実施するものとする」とありますが、これはどういう意味でしょうか、これをお聞かせください。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

住基ネットとの関連ということですが、住民票を取得する場合とか、そういうときに必要になってくるというようなことになろうかと思えます。

それと、地域の特性ということですが、国では、法律によりまして、福祉とか、保険、医療などの社会保障関連、それと地方税の関連、それと防災に関する事務について利用できると言ってまして、その中に、その他これに類する事務であって条例で定めるものということがありまして、それは、地域、市町村ごとに必要と認めるものを地域の特性というような言い方になってますが、条例で定めていけると、そんなことになっています。

今回の制定につきましては、国で言ってる事務の部分をやらんだということを定めであるという、こういうことになります。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4 番（村田桂子君） ちょっとわかりにくかったんですが、住民票をとるときは住基ネット、しかし、ここには個人番号なんかが付される場合もあるということになると、住基ネットの中のあえて住民基本台帳の番号などは必要なくなってくるのではないかって思うんですけども、そこはどうなのでしょう。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 大変申しわけございません。

ちょっと事務的なことになりまして、ちょっと把握はしておりません。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第90号

議長（土屋春江君） 日程第3 議案第90号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第91号

議長（土屋春江君） 日程第4 議案第91号 立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

白樺湖の特定環境の分担金の関係ですが、これは白樺高原下水というのがあると思うんですが、その白樺高原下水と比べては、分担金等の金額についてはどうなっているか、お伺いしたいです。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えします。

白樺高原下水につきましては、その敷地の面積、例えばペンション等の経営形態等について、それに基づく受益者分担金となっております。

今回の白樺湖特定環境保全公共下水道の分担金につきましては、立科町にございます蓼科地区あるいは茂田井地区の分担徴収額と同額の60万としてございます。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） それでは、実際には白樺高原下水と今回の白樺湖の下水では分担金の金額は違うということよろしいでしょうか。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） そのとおりでございます。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第92号

議長（土屋春江君） 日程第5 議案第92号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第93号

議長（土屋春江君） 日程第6 議案第93号 立科町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質

疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第94号

議長（土屋春江君） 日程第7 議案第94号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第95号

議長（土屋春江君） 日程第8 議案第95号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。

料金の関係ですが、先ほどと同じように白樺湖の下水の下水道使用料金なんですが、これにつきましては、白樺高原下水と使用水量の料金と比較した場合、同じかどうか、その辺をお伺いしたいです。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちらの、今回、白樺湖特定環境保全公共下水道の使用料につきましては、白樺高原とは異なるものでございます。

また、今回の料金につきましては従来どおりの使用料となっております、変更等についてはしてございません。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 異なるということは、料金がどちらかが高いか、どちらかが低いという形になると思うんですけど、具体的にその辺をお伺いしたいです。

それで、該当者っていうか、一応、白樺高原下水のほうは女神湖周辺というか、その辺の方が対象になるかと思うんですけど、これは白樺湖なので、白樺湖周辺の方が使用料の支払いという形になるかと思うんですけど、観光地で、高原地帯で、中身的には、使ってる方については同じような方、営業されてる方だと思うんですけど、その辺、料金の差が出るということはどういう経過か、お伺いしたいです。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 手元に白樺高原下水の使用料については資料がございませんので、そちらを確認して、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第96号

議長（土屋春江君） 日程第9 議案第96号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 済みません、資料もいただいたんですけど、次のように改めるところの、何がどのように改まったのか、概要を、済みません、お知らせください。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 詳細については条例のほうに入ってるあれなんですけど、概要についてお知らせをしたいと思います。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険の一部を改正する法律、これ一元化法と言われてるものが平成27年10月の1日に施行されたということでございまして、それに伴いまして、非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令というものが出されました。

その政令の中で損害補償の事由となった障害または死亡について、他の法律による年金たる給付が支給される場合に、併給調整、2つの年金から支払われる場合のその調整を行う規定、それによって、年金制度側において所要の改正が行われたことに伴い、同条において所要の改正を行ったという、それに合わせてあります。

それで、今回変わったことによりまして、合わせてあるんですけど、附則のところであるんですけども、「この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日以前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。」ということで、27年10月1日以降に発生したもので、それ以降に払わなきゃいけないようなものについては前のものを適用するという経過措置をつけたということですので、この改訂については政令どおりの改定ということになっております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 新旧対照表もいただいているんですけど、非常に多岐にわたって見にくいところがあるんですけど、これは全体として改善されたのか、それもと改悪されたのか、どうなんですか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 改正に伴って不利益にならないような改正をしてあるということ

す。

従前のおり支払いが行っていただけるという、そういうことであります。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第102号

議長（土屋春江君） 日程第10 議案第102号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第103号

議長（土屋春江君） 日程第11 議案第103号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第97号

議長（土屋春江君） 日程第12 議案第97号 立科町合併30周年記念事業郵便書簡基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第98号

議長（土屋春江君） 日程第13 議案第98号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。
4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。

何点かお願いします。

まず、歳入の7ページですが、国庫支出金と県の支出金の両方にある施設型給付費負担金、歳入に当たって、これは何に使われるものなのでしょうか。

それから、次のページの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金なんですが、これは新たに観光費補助金ということであるんですが、どういうことでしょうか。

それから、多子世帯の保育料減免事業で116万円が追加されました。これは、第3子に伴う補助金だということなんですが、この対象者の数、何人追加になり、全体として第3子は何人の補助になったのか、お聞かせください。

それから、その下のページの、9ページですが、財産収入ですけれど、立木等売払収入というので、町有林の木を売り払ったという話でした。何というところに売り払われて、またどういう利用でされるのでしょうか。

とりあえず、そこまでお願いいたします。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 多子世帯保育料免除事業補助金の関係を説明いたします。

この補助金は、第3子目以降の児童に対して保育料を6,000円限度として補助するもので、対象額は2分の1ということになっております。

これに対象する児童でございますけれども、35名の児童でございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まだほかの皆さんのを聞いてから。いいですか、それだけで。

議長（土屋春江君） 一つずつ言ってください。

4番（村田桂子君） 今回の補正で、そうすると6,000円を限度として2分の1の補助で35名が対象になったと、これは新たになったから追加補正になったわけですよね。それで、合計で延べ何名の方に補助が行われているのかっていうことも聞いたんですけども、これが全員ですか。（（そうです）の声あり）そうなんですか。補正予算そのたんびじゃなくてね。（（はい）の声あり）わかりました。

それについては結構です。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

財産収入の立木等売払収入2,836万5,000円ですが、その内訳としますと、町の町有林の間伐で収入になったものと東京電力の高圧鉄塔の架線敷の支障木の補償料、2つに分かれております。

まず、東京電力からの架線の支障木の補償金については522万4,555円の収入を見込んであります。また、町有林内の間伐の売却ですが、この事業については、平成25年度、平成26年度の2カ年で行われた事業でありまして、平成25年度については4工区発注しましたが、2工区分については繰越事業となったものであります。

平成25年度に伐採をされたものについては、ハートフルケアたてしなの用材として伐採をしたものであります。その一部は、斉藤木材へ売却をし、そこで加工をしたものが用材として充てられたものであります。

平成26年度に行うものについても、その予定ではありましたが、諸事情によりまして、ハートフルケアたてしなでは使用しないというようなことから、一部は斉藤木材

にも買い取っていただきましたが、それ以外の材につきましては住友林業さんの会社で引き取りをしていただきました。

詳しくいきますと、平成25年度の事業で、ハートフルケアの用材として斉藤木材に販売をしたのが、千単位はちょっと省略させていただきますが、993万4,000円、それで、市場出しと言いまして、いわゆる規格外の商品につきましては、市場へ持ち込みをいたしました、これは佐久森林組合を通じ、売り払いをしたものでありますが、1,137万6,000円、また、平成26年度分については、市場出しとして佐久森林組合を通じて816万7,000円ほどが平成26年度の収入になっております。

平成27年度の収入として今回最終的に見込みができましたのが次のとおりであります。斉藤木材へ売り渡したものが594万9,000円が一口、もう一口が427万7000円、合計で993万4,000円です。続いて、住友林業に買い取っていただきましたのが1,541万4,220円という形になっております。

ですので、当初、これは、25年度、26年度に行われた間伐の立木の売り払い、それと東京電力への支障木の売り払いといったものが、ここに今回は計上させていただきました。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君、よろしいですか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今、なかなか国産材がお金にならないという時代にあって、これだけ収入があつてすごいなと思ったんですけど、ほかにもというか、町有地の中で多分年式があつて、何年以上ならば建築材として使えるとか、使えないとかつていう判断もあつたりするんですけど、さらに利用できるような可能性のあるものっていうのはどのくらいあるんでしょうか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

現在、間伐材として売り払いをしたものがカラマツ材であります。この地域のカラマツ材は日本全国の中でもかなり有望なものだというふうに聞いておまして、いい材が出れば売れる、今、高値で売れていると思います。

立科町有林、既に50年以上たっているものですから、現在、計画的に間伐を実施をしながら、間伐したものについては有利な販売をというふうに考えております。

ちょっと全体的なボリュームはつかめておりませんが、既に50年以上経過している町有林が主でありますので、順次、計画に沿って間伐の事業を実施していくということでもあります。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今、カラマツの間伐……（発言の声あり）

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君、ちょっとごめんなさい。（まだ答えがなかったん

ですけど、さっき質問したの、地域活性化について答えがない) の声あり) 今井観光課長。

観光課長(今井一行君) まず、8ページの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の関係についてお答え申し上げます。

これにつきましては、いわゆる地方創生の上乗せ交付金でございます、ビーナスラインを基軸とした広域観光による地域活性化事業ということで、ビーナスライン沿線協議会の関係の事業のものになります。

歳出のほうも、同額の負担金として支出になるような形になっておりますけれども、そういった事業でございます。

以上です。(発言の声あり)

議長(土屋春江君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) 先ほどご質問をいただきました施設型給付費の負担金でございます。

これにつきましては、町外の私立保育園へ入所児童分ということで、国と県から来たものでございまして、細かく言うと、東御市のほうへ1名行っております。この算定につきましては、国のほうで定められた金額から保育園料を徴収をしまして、その残った部分の2分の1が国、4分の1が県という、こういうことで、負担金ということでいただいたものでございます。

それで、保育園のほうへは10月からということになっていきますので、1年分ではございません。

以上です。

議長(土屋春江君) ほかに質疑ありませんか。4番、村田桂子君。

4番(村田桂子君) そうすると、施設型と言いながら、つまり私立保育園に通う児童一人一人の措置費の分担というふうに考えればいいんですか。

特に、私立幼稚園なんかの施設整備費に充てるわけではないということですね、確認ですが。

議長(土屋春江君) 長坂総務課長。

総務課長(長坂徳三君) おっしゃるとおりです。

議長(土屋春江君) ほかにありませんか。3番、今井 清君。

3番(今井 清君) 3番、今井です。

先ほどの9ページの間伐材の関係なんですけど、これは、面積的にはどのくらい、今回間伐対象になったのか、それから、それは立科町の町有林の何%ぐらいに当たるかを。年間どのくらい、面積的に言うことができるのかどうか、その点を伺いたいです。

それともう一つ、10ページのふるさと寄附金が今回収入で上げられているんですけど、この寄附金については、昨年度と比較した場合、どのくらい実績として上がっているのかどうか、比較があればお伺いしたいです。

2点お願いします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

今回の売り払いした面積ということではありますが、これについては、25年度、26年度、2カ年にわたりましてやった総面積が123ヘクタールであります。そのうち、26年度にも売却してありますし、27年度でも売却するということでもありますので、この金額に相応する面積はつかめておりませんが、全体の123ヘクタール分の材積では7,400万ほどになるかと思われまます。

このうち、全体の町有林の何%かというご質問ですが、それについては承知はしておりません。

町においては、先ほどもお答えしましたとおり計画的に伐採をするということで、本年は30ヘクタールぐらい予定をしておりましたが、そこには材が多くあるという設計の中で、面積的には縮小しましたが、間伐できる材はそれ相応のものを現在発注しております。

以上です。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 現在、11月末でまとめたものがありますが、800万円ほどでございます。申し出が400人ちょっとというところで800万円ほどということでもあります。

昨年度につきましては、決算書のほうに載っていたかと思うんですが、ちょっと持ってきてないんですが、700万ちょっと欠けるぐらいの金額だったかと思えます。

ただ、その半分近くが1名の方の寄附であったということからすると、人数、寄附金額等、大幅にふえているという、こういう状況であります。

また、12月1日からクレジットでの決済ができるようになったということで、非常にふえてます。全国的にも、12月、ふえてるようなんですが、立科町についても非常にふえてきてる、こういう状況であります。

以上です。

議長（土屋春江君） 暫時休憩いたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時43分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

ここで、小平農林課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） すみません、先ほど材の総売上の関係ですが、七千何百万というふうにお話をしましたが、済みません、補助金等の絡みもあって、今材だけの計算をしましたら、5,511万9,000円が25、26年度の間伐の立木の売り渡しの金額になっており

ます。

大変申しわけありませんでした。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長からも発言を求められておりますので、発言を許可します。

建設課長（片桐栄一君） 先ほどの今井議員さんのご質問でございますけれども、白樺高原下水道の使用料金につきましては、基本水量30立方メートルまでが料金3,750円でございます。そこに、超過料金といたしまして1立方メートルにつき140円がかかってまいります。

料金につきましては、処理場の施設の規模あるいは処理方式等によりまして処理の経費が異なってまいりますので、それを基本といたしまして料金を定めてございます。よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） 20ページ、商工費です。1目の観光総務費で、先ほど、この負担金の財源的な説明は承知したんですが、ごく最近にこういう形に動いてますので、広域的な連携で観光の促進ということであります。

改めてここで、構成市町村と、それから現在の進捗と申しますか、今現在どんな状況で動いているのか、その2点、お願いします。

議長（土屋春江君） 今井観光課長。

観光課長（今井一行君） お答え申し上げます。

ビーナスライン連携協議会の関係につきましては、森本議員さんから一般質問されておるところでございますけれども、ご質問でございますのでお答えをさせていただきますと思います。

構成市町でございますけれども、茅野市、上田市、岡谷市、諏訪市、市が以上でございます。町が、立科町、長和町、下諏訪町、そこに長野県も加わっております。それから、事業全体の取り組みの中では、そこに松本市さんが協賛団体ということで協力をいただくと、そういう形になっております。

進捗状況でございますが、今現在は、この協議会が正式に設立になりまして、これから担当者レベルの部会が1回行われまして、事業の関係を協議している段階ということでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 8番、森本です。

まず、歳入部分の10ページ、繰入金の関係で、芦田財産区の繰入金ということで、減額で218万2,000円ということで、今回減額をされております。

これは、平成27年度に新規で計上されたもので、当初もかなり減額をされているわけですが、この点について説明を求めたいと思います。

それと、19ページの関係になりますけれども、歳出部分です。森林公園管理費とい

うことで、当初予算では500万円ほど計上されておりまして、今回、工事請負費で457万8,000円という減額になっております。

この森林整備計画につきましては、陣内の公園ということで、整備計画をもって早急に対応したいと、こういうことで今までも計画説明がありました。あわせて、平成27年度の一般会計予算に係る事業概要、その中でも、今度の事業拡大計画をする上で森林公園内の管理、周遊道路を整備することにより幅広い事業展開が見込まれ、利用客の増加を図りたい。

こういうことで、当初の事業計画にも載っておりますし、今後、今までの中で早急に整備計画を立ててすべきだと、こういうことで来ましたが、その辺について、減額になった理由等についてご説明をお願いします。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） この予算書の14ページをごらんいただきたいと思います。

ここに選挙費がございまして、芦田財産区議会議員選挙費ということで、当初予算で盛らせてもらってあります。これは、本年度任期満了に伴います選挙を計画して、当初予算のほうで盛らせてもらったわけですが、定員どおりだったということで選挙になりませんでした。そのために大幅な減額をしてあります。

それに伴います繰入金の減額という、こういうことになってます。よろしくお願ひします。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

陣内森林公園の管理経費の減額についてであります。

今回、27年度の当初予算でも、公園の整備をするということで、山菜園等の整備を計上してあります。これについては、着々と今進めておりまして、委託料として執行をしております。

今回のこの工事請負費につきましては、当初予算で500万円を計上して周遊道路を整備をするといったものであります。この500万の根拠については、きちんとした設計を委託して発注すればこのくらいになるであろうといった見込みの中で予算計上をしましたが、現地に行きまして、公園内の道路をどういった形で整備しましょうかということで、指名された業者の皆さんに行っていただきまして、きちんとした設計をすることもなく、現場で見積もりを徴したところであります。

かなりお安く見積もりをいただいた中で、42万1,000円といった契約の中で執行ができてまして、周遊道路は現在整備をされたところですが。整備をされたといっても、道路を分けましてバラス等は敷き詰めてありません。そういった中で、こういった金額の中で減額となったものであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 8番、森本信明君。

8番（森本信明君） 工事請負費の関係ですが、当初それぞれの計画に当たっては、どのような構造的なものとか、当然計画もあろうと思うんです。その辺のところの計画とですね、かなり大幅に変わったというように感じますが、その辺はいかがですか。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） そのとおりでありまして、昨年の予算を計上するときには、コンサルさんに確認をして、そうするとかなりきちんとした構造計算がされた中で費用という形で見積もりをしたわけですが、そこまでしなくてもあの道路はいいんじゃないかなということで、現地で調整をした結果、この金額になったわけでありまして、また1社だけかなり安かったと、ほかの業者についてはもう少し高額な見積もりでありましたが、安く見積もりをいただいたといった結果になっております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 5番、両角。

21ページをお願いしたいと思います。21ページの中の土木費の道路維持費の中に小規模修繕料450万が新たに盛り込まれておりますが、追加で。これは当初予算の中から見ますと約1割の比率になるかと思いますが、これだけ大きな額の補正を組まれるというのは、今まで当初の中で見ると足りなかったのか、あるいは不足分というような、このごろの説明がありましたけれども、不足分というのはどういう意味なのか、同時に新たなものがあるのか、もう一つは、どのような工法といいますか、工事なのか、修繕工事なのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） まず、工事内容からご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、30万以下の小規模の修繕の工事でございますけれども、主に地元のほうから要望がございまして緊急的に修繕を行っていかねばならないというような箇所につきまして実施をしているわけでございますけれども、こちらについては、当初の予定をしておりました予算額、それ以上に地元のほうからの要望あるいは緊急性がございまして、今回、予算が不足するという形の中で補正をお願いするものでございます。

議長（土屋春江君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今の説明の中で、ちょっと私、理解ができない部分があるんですが、実は、既に12月という時期を迎える中で、どういう工事内容なのかというのが一つひっかかるわけですが、例えばの話ですが、舗装工事のようなものが今後行われるのかどうか、その辺をまず1点お聞きしたいのと、そうでなくて、それ以外の中で、道路の例えば拡幅改良が必要だったと、ちょっと傷んでるところの補修とか、30万以下ということですから大きな工事はないというふうに認識しておりますけれども、その辺どんなような工事内容なのか、もう一度お願いいたします。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） 工事内容につきましては、道路の例えば路肩が崩れたとか、あるいは舗装も含めてでございますけれども壊れたということで、その修繕等に充てさせているものでございます。

こちら、地元のほうの要望という形で、それに対応するという修繕でございますので、これから3月までに30万の15カ所程度はまだ発生してくるのではないかとということで、補正予算を計上させていただきました。

議長（土屋春江君） ほかに質疑ありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、再質のほうで質問を4点ほどお願いいたします。

まず、先ほどページ12の立科町ふるさと基金積立金ということで、納税があった場合に基金に積み立てているんだと思うんですけど、現在までにどのぐらいの基金が積み立てられているかということと、その活用方法、何か計画としてあるんでしょうか、それが1点目です。

そして、その下の13ページの賦課徴収費で、職員の臨時賃金があります。これについては、ここで補正をされるということは、確定申告用の職員ということなんでしょうか、こういうのって当初に入れてないものなのか、何名の雇用をお考えでしょうか。それから、時間当たりの単価は幾らかお知らせください。

次、農業関係でお伺いします。18ページですが、農業振興経費の中の負担金が鳥獣有害駆除対策協議会というところの負担金が減額になっています。これはどういうことでしょうか、協議会の負担金っていうのは、構成市町村をまずお聞かせいただいた上で、どういうところで減額になったのかお聞かせください。

同様に、佐久森林組合に、下のほうの、19ページのほうですが、林業振興の負担金、これは増額になっているんですが、これはどういう理由でしょうか。

最後に、教育費でお伺いします。ページ24ですが、5年生の男子トイレ改修っていうふうにあるんですが、現在どういう状況で、そしてまたどのように改修をされるのか、その中身、これは設計図とかそういうのは委員会のほうにこれから提供されるのかどうか、それも含めてお知らせください。

以上です。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） それでは、お答えをいたします。

まず、ふるさと寄附金の関係の基金の積み立ての状況でございます。予算ベースでお答えをしたいと思います。

予算、今回480万円の補正をさせていただきました。それで、ふるさと寄附金のこれまでの予算ベースでは730万1,000円でございます。それで、住みよいまちづくり事業、これが410万1,000円、蓼科山と蓼科の水関連の事業、これが270万円、旧跡・史跡を後世につなげる事業といたしまして50万円、予算ベースでは計上してございます。

しかしながら、先ほどお答えをいたしましたとおり、既に800万円弱、11月30日現在で

すが、795万2,000円の寄附金の申し出がございます。ですので、予算ベースよりはふえてきているという、こういうことでございます。ということで、使い道はそういうふうに使っていくというふうになっております。

これは、寄附をいただいたときのそれぞれの皆さんの申し出によるものでございます。

それと、13ページの臨時職員の関係ですが、ふるさと寄附金の関係と申告相談の関係であります。申告相談につきましては、既に臨時職員ということで計上させて頂いております。

それで、12月に入ってから、ふるさとチョイスという、ふるさと納税ポータルサイトに提携をしましてクレジット決済ができるようになっております。それで、5日、6日のこの2日間で、実は61件の申し込みをいただきました。12月1日が22件、12月2日が14件、平日のところそんなペース、土日に入りまして2日で60件ということで、30件ペースということで、非常にふえて、この処理が非常に負荷がかかってくるという、こういうことございまして、12月1日から行って、ふえるという見込みの中で、臨時職員を1名分、3月まで80日分ということで計上をさせていただきました。時給単価は790円という、こんな予定であります。

以上です。

議長（土屋春江君） 小平農林課長。

農林課長（小平春幸君） お答えいたします。

有害鳥獣対策協議会の負担金であります。これについては、有害鳥獣対策の執行につきましては、町単独で対策協議会を設置してあるものであります。

今回減額になった主な原因としましては、今回、蓼科第二牧場のところに囲いわなを設置をいたしました。その大半は国からの交付金で賄えたものであります。当初は、その外枠のところに周辺柵を設置をし、捕獲した鹿を多少そこで観光客にお見せするといったようなことを計画をしたこともあったわけですが、いわゆるその経費が必要なくなったために減額になったものであります。

また、有害鳥獣対策については、町で単独でやる事業のほかに、広域協議会を設置をしまして、箱わなですとか、わなの購入に充てています。

広域の構成市町村は、立科町、佐久市、小諸市、この3市町による広域協議会を設置しております。その広域を設置することによりまして、わなの設置、あとは箱わなの購入について交付金が得られるということでもあります。

続きまして、林業振興費の中で佐久森林林業振興会の負担金であります。今回は、県において予防治山、治山工事が行われます。保安林が藤沢地区のところにあるということで、治山工事が藤沢地区で県の事業主体によって行われますが、その町の負担金として38万7,000円という額が必要となったために計上をしたものであります。

以上です。

議長（土屋春江君） 荻原教育次長。

教育次長（荻原邦久君） 立科小学校のトイレの改修の関係でございます。

現在、小学校の高学年用のトイレなんですけれども、2階に設置してございまして、これは小便器が2つに大便器が2つという男子トイレの構造になっております。

現在、4年の男子児童なんですけど、障害を持ったお子さんが1人おりますし、また、今後、和式のトイレから洋式のトイレというような形に、子供たちの環境を整えていくというような形の中でトイレを改修いたします。

この和式の男子の大便所の関係2つを、1つの障害者用の、車椅子で入って回転をしながら、そこで用を足すことができるというような形の洋式のトイレを設置いたします。

これにつきましては、先日、常任委員会の皆様にもごらんいただいて説明をしております。そういう状況ですので、よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第99号

議長（土屋春江君） 日程第14 議案第99号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第100号

議長（土屋春江君） 日程第15 議案第100号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 休日出勤等に伴う時間外手当ということなんですけれども、これは何か特別な事業が計画されてるのでしょうか。

議長（土屋春江君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） こちらにつきましては、水道におきましては、いつ事故があるかわからないわけでございますけれども、例えば休日、夜間等、そのような事故に対応すべき時間外勤務手当の補正ということで、よろしく願いいたします。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第101号

議長（土屋春江君） 日程第16 議案第101号 立科町公の施設に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 陳情第6号

議長（土屋春江君） 日程第17 陳情第6号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

意見を申し述べます。

介護従事者の処遇改善は大変重要なことで、本当に必要な視点だと考えております。国におきましても、処遇改善加算の上乗せを進めるなど、持続可能なよりよい制度を目指しているところが現状だと思っております。

今回、9年ぶりの介護報酬マイナス改定の背景の一つには、一施設平均3億円という特養の余剰金がある背景にあると思っております。

民間の中小企業の皆様たちには大変ご負担をかけておりますけれども、やはり内部留保を処遇改善に回し、検討することも考えられると思っております。

介護保険制度の財源の仕組みは、全国民の40歳以上の保険料にもかかわるために、その不足分を国費で負担をしたりするという結論にすることは、大変拙速であり、現段階では妥当ではないと考えております。

現在、国が進めている施設の延長線上で処遇改善をまとめていくことが望ましいと思ひ、意見を申し述べます。

議長（土屋春江君） ほかに意見はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ただいま提出されたこの陳情について、私も全面的に共感するものなんですけど、この間、施設の報酬が大変引き下げられて、小規模のところほどやっていけないということで閉鎖をする事業所も相次いでいます。

そしてまた、介護労働者の皆さん、ヘルパーの皆さんなんかも、一般の企業の平均賃金よりも約10万円も安いと、ここでは9万円と書いてあるんですけども、そのよ

うに言われていて、仕事がきつい割には収入が少なくて続けられないといってやめていく人が後を絶たないというふうに聞いています。

また、養成の専門学校とか、そういうところも、人が集まらないということが大問題になっているようです。

これの一番の原因というのは、国民が、全て40歳以上が保険料を徴収されているにもかかわらず、国がそのことを理由に、それまでの50%の負担割合を25%に引き下げたことに最大の理由があると思います。

国民全体から保険金を集めておきながら、いざ利用したいというときには、施設が足りない、あるいは利用料が高過ぎるということで利用ができない人もふえているというふうに聞いておりますので、これから超高齢社会になり、また安心して老後をごせるためには、この介護の現場の充実が本当に必要ではないかというふうに思うところです。

私は、ぜひこれについて皆さんのご議論をいただきながら、さらなるよい職場をつくるためにも、私たちの老後の安心のためにも、介護保険の充実、改善に向けて国がさらに努力をしていただきたいというふうに思っておりますので、そのことを意見として申し上げておきたいと思います。

議長（土屋春江君） ほかに意見ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び請願・陳情については、お手元に配付いたしました議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時22分 散会）